

## 介護職員等特定処遇改善加算 支給条件について

	支給金額(月額目安)	必要資格	条件①	条件②	求められる能力等
経験・技能のある介護職員(A)	23,000円	介護福祉士	勤続10年以上の者	介護主任(管理者)クラスの者及びそれに準ずる者	平成27年3月1日作成の株式会社ライフサポートジャパン 介護職員内部規定に記載のある「経営・経営補佐・管理」の職層要件に準ずる。
	13,000円		勤続10年以上の者(夜勤従事者)及び現場ユニットリーダー	上記以外の者	平成27年3月1日作成の株式会社ライフサポートジャパン 介護職員内部規定に記載のある「監督・監督補佐」の職層要件に準ずる。
その他の介護職員(B)	6,500円		勤続10年に満たない者(夜勤従事者)		平成27年3月1日作成の株式会社ライフサポートジャパン 介護職員内部規定に記載のある「上級」の職層要件に準ずる。

※夜勤従事者は、4回以上 夜勤に従事する者を対象とする。

※支給金額に関しては、加算の体制の変化、入居率等を勘案して変更される場合がございます。

※支給月は、四半期毎を目安に支給するものとする。

令和2年3月12日改定  
株式会社ライフサポートジャパン